

「障害のあるなしにかかわらず、
ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を制定しました。

県民

- 手伝えることがないかななど、声かけをしましょう。
- いつでも支援ができるよう、日頃からあいさつや声かけをしましょう。
- 絵、写真、筆談、手話、点字などその人に合わせた方法で伝えましょう。
- 車椅子や杖を使用している人、盲導犬を連れている人の通行を妨げないようにしましょう。
- 専用駐車場や点字ブロック、手すりなどの利用を妨げないようにしましょう。
- 職場では、その人の特性に応じた仕事のやり方を考えましょう。

地域コミュニティ

- 日頃から状況を確認し、災害情報の伝達など、支援の方法を考えましょう。
- 地域行事は、誰もが参加しやすいものにしましょう。
- 障害に応じた方法で相談や交流をして暮らしやすい環境をつくりましょう。
- 障害のある人の通行や安全を妨げないようにしましょう。

障害のある人やその家族

- 日々の生活の不便さを遠慮なく周りに伝えましょう。

県

- 障害を理由とする不当な差別的取り扱いをしてはいけません。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を守らなければなりません。
- 障害を理由とする差別を解消するために必要な取組を行わなければなりません。
- その取組を行うときは、障害のある人やその家族、福祉事業所などから意見を聞き、反映するよう努めなくてはなりません。

事業者

- 障害を理由とする不当な差別的取扱いをしてはいけません。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を守らなければなりません。

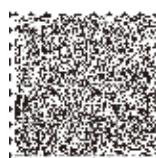
障害のあるなしにかかわらず
ともに暮らしやすい
佐賀県にしよう!

シニアの
皆さんへ



佐賀県 みんなで

支えるけん!



くわしくはコチラ!
支えるけん 佐賀県 検索



佐賀県 佐賀県 健康福祉部 障害福祉課

TEL:0952-25-7401 FAX:0952-25-7302



みんなが配慮することで、誰もが暮らしやすいまちに

いきいき病院



施設の放送を
文字化したり
電光掲示板で
表示する

ヘルプマークを
付けている人には
席をゆずるなど配慮する

ヘルプマークとは?
援助や配慮を
必要としている人を
示すマークです



どのような
サポートが
必要ですか?

非常口



非常口

筆談や読み上げ、手話、
タブレット端末などで
コミュニケーションをとる

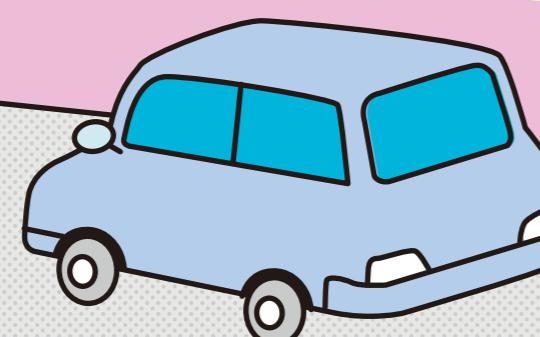
一緒に
移動するときは、
速さを合わせて歩く

いきいき病院



車いすの方に
視線をあわせ、
声をかけて
手助けをする

誘導ブロックの
上や周りに
ものを置く



盲導犬が
いても気にしない

佐賀県パーキングパークミット制度
佐賀県では、身体障害者用駐車場を
必要とする人に県内に共通する利用証を
交付し、駐車スペースを確保する「佐賀県
パーキングパークミット(身体障害者用駐車場
利用証)制度」を、実施しています

